

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、創業以来、遵法集団であるべきことを当然のことと受け止め、変化の激しいこの時代にあっても、経営判断の迅速化を図り、公正で透明性の高い経営を遂行し、企業価値を高めていくことが重要であると認識しております。また、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことこそが、社会の信頼を得て成長し、株主価値の増大につながるものと認識しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北川 浩	1,612,000	17.00
二幸観光有限会社	600,000	6.30
有限会社エスワイゼット	600,000	6.30
白石 裕	277,000	2.90
石原 博	233,000	2.50
松浦 行子	152,000	1.60
サンワテクノス株式会社	136,000	1.40
ワコー電子株式会社	136,000	1.40
株式会社サンテック	128,000	1.30
株式会社クラウン無線	118,000	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	0名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
石原 博	他の会社の出身者					○				

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
石原 博		パルス電子株式会社 代表取締役	収益改善を目指す当社にとりまして、製造部門全般に亘る構造改革は、最重要課題であると考えます。同じ製造業において長年の実績をもつ同士には、当社の製造部門全般の構造改革を推し進めて行く上のご助力を頂くことを目的として、社外取締役として選任しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	0名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

**監査人と会計監査人との連携状況**

四半期及び各事業年度末の会計監査人による監査状況のみならず、期中においても必要に応じて都度、会計監査人との会合の場を設けております。

**監査役と内部監査部門との連携状況**

当社は、その事業規模からも独立した内部監査部門は設けずに経営企画室が内部監査業務を兼任しておりますが、その実施計画及び結果等について、常に監査役との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
奥山 寛	他の会社の出身者									○
霜鳥 敦	弁護士									○
池田 好美	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

**会社との関係(2)**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
奥山 寛	○	独立役員に選任しております。	長年、金融機関で培われた経験と、見識など監査役として相応しいため選任するに至っております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。
霜鳥 敦	○	独立役員に選任しております。	弁護士という法律の専門家の立場で経営者の職務遂行を客観的・中立的に監視できると考え、選任いたしております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。
池田 好美	○	独立役員に選任しております。	税理士として豊富な経験・知識を有し、また、他社において経理責任者の業務も経験しており、税務、財務及び会計上の見地から適切な指導、助言をいただけるものと判断し選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数	3名
--------	----

**その他独立役員に関する事項**

取締役会にはすべての社外監査役を招集しております。また全取締役と各部門長が出席する経営会議には、常勤の監査役が常に出席しており、監査役の立場から意見、考えを述べております。

**【インセンティブ関係】**

独立役員に報酬を支払うかどうか	○
-----------------	---

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社では、役員賞与も業績のよいときのインセンティブの一つとして考えております。その支給に関しては、各決算期ごとに総合的な判断の上決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする体制として専任の体制は設けておりませんが、管理部がその役目を果たしております。社外監査役が出席する、取締役会、経営会議等の会議資料は、事前の配布(メール配信も含む)に努めており、その他必要に応じて資料の提供及び説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・「取締役会」は会社の意思決定機関として経営の基本方針や法令で定められた事項及びその他経営に関する事項を審議・決定しております。また、取締役会に各部門長を加えた「経営会議」を毎月定期的に開催し、経営情報の共有化を図りつつ、リスク管理とコンプライアンスの確保に努めております。

・「監査役会」は、取締役会に加え、経営会議等の主要な社内会議に出席することのみならず、必要に応じて個別にヒアリングなどを行うことにより、各取締役の業務執行を客観的な立場から常に監視できる体制になっております。

・会計監査については、会計監査人に才和有限責任監査法人を選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づき、年度決算及び四半期決算を中心に監査を受けるとともに、会計上の判断を必要とする場合など、適宜に意見を受けております。

(業務を執行した公認会計士の氏名、所蔵する監査法人名等)

氏名	所属する監査法人
原 健人	才和有限責任監査法人
野村 光裕	才和有限責任監査法人

(監査業務に係る補助者の構成)

代表社員2名、公認会計士3名、その他1名 の計6名

(継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。)

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会における各取締役の業務執行監督については、社外監査役がその役割を果たしており、経営監視機能の面については社外取締役がその役割を果たしております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料については当社ホームページ( <a href="http://www.eta.co.jp/">http://www.eta.co.jp/</a> )において、有価証券報告書、決算短信、四半期開示資料などを掲載しております。また、その他開示資料とともに決算説明資料も掲載することによりIR活動に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署は、経営企画室となっております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証企業として「環境理念」を制定し、全社で環境保全活動に取り組んでおります。また、当社グループの主力事業であります「スイッチング電源」の効率化が省エネを通じ、環境保全活動につながるものと認識して事業活動を行なっております。なお、環境保全活動の取り組み状況については「環境報告書」として当社ホームページに掲載しております。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示規則に従い、TDnetによる開示や東京証券取引所の記者クラブ等を通じた公表のほか、当社のホームページでも重要事実該当するすべての情報を速やかに掲載することで、情報公開の即時性、公平性を目指しております。	

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社では法令遵守や企業倫理等、コンプライアンスに基づく業務執行を重視し、さらに業務運営を適切且つ効率的に遂行することが、信頼される企業集団を形成する基本であると認識しており、そのためにも内部統制システムの整備が必要であると位置づけております。

#### (その整備状況)

当社は、内部統制システム構築の基本方針を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備を図っております。その概要は次のとおりであります。

#### 1. 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会・監査役会・会計監査人による経営管理体制をとる。

(2) 取締役会は、取締役会規程に則り、経営上の重要事項の決議を行う。

取締役は、取締役会決議に基づき業務執行を行い、その状況を取締役に報告する。

取締役の職務執行の法令・定款へ適合性については、取締役相互間で監視し合うほか、監査役会に監査を受ける。

(3) 社内のコンプライアンス全体に関する総括責任者として経営企画室長を任命し、コンプライアンス体制の推進及び問題点の把握に努める。

#### 2. 損失の危険に関する規定その他の体制

(1) リスク管理に関する総括責任者として管理部門担当取締役を任命し、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備を図る。

(2) 内部監査を担当している経営企画室内部監査課は、各部門のリスク管理状況も監査する。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報を記録・保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な体制を維持する。

(2) 代表取締役は、取締役、執行役員、社員に対し、文書管理規程に従って文書の保存・管理を適正に行うように指導する。

#### 4. 当該会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社グループにおいては「関係会社管理規程」を整備し、グループ各社の経営状況を把握し、適切な連絡体制を構築する。

また、必要に応じて親会社の内部監査部門が内部監査規程に準じて、子会社の監査を実施する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力に対し、毅然とした態度で組織的に対応しております。

#### (その整備状況)

#### 反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求を排除する。

(2) リスク管理総括責任者の管理部門担当取締役とコンプライアンス総括責任者の経営企画室長が、その体制の確保をする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

